

輸入取引税率8%運用開始時の注意点

①税区分の修正

■輸入取引時は、「仕貨課別5」「仕貨課別8」等の税区分を使用しましたが、8%以降は「仕課貨別8」を使用しなくなりました。

既に「仕貨課別8」で入力済の仕訳は、新輸入消費税の入力方法に沿って修正を行って下さい。

- 修正方法は以下の2通り
 - ①振替仕訳にて残高を一括で振替え
 - ②置換機能を使用し、国税と地方税を分割入力

仕訳修正イメージ

本体仕訳

輸入仕入旧（仕貨課別8） / 現金（－）



輸入仕入新（仕輸課本8） / 現金（－）

消費税仕訳

輸入消費税旧（－） / 現金（－）



輸入消費税新（仕輸課国8） / 現金（－）

輸入消費税新（仕輸課地8）

詳細は修正マニュアルをご参照願います。

- 仕訳の税区分が仕貨課別8で対応しないまま残っている仕訳は消費税計算書（付表および申告書）に正しく集計されません。

②8%取引用の輸入消費税科目を新たに登録する

- 従来の「輸入消費税」科目とは別に8%取引用の輸入消費税科目を追加する必要があります。

※従前、会計マスタに設定済みの輸入消費税は5%取引でのみご利用可能です。

※設定手順は【**輸入消費税に係る設定と運用について**】をご参照下さい。

- 科目名が重複する場合は以下の方法をご検討下さい。

①新科目名で区別

新しい名称の科目にする

例（税抜）輸入消費税新
（税込）輸入仕入高新

本体・国税・地方税で分ける

例（税抜）輸入消費税本、輸入消費税国、輸入消費税地
（税込）輸入仕入高本、輸入仕入高国、輸入仕入高地

②旧科目名を変更

古い名称の科目にする

例（税抜）輸入消費税 → 輸入消費税旧
（税込）輸入仕入高 → 輸入仕入高旧

※科目名称は運用に合わせてご判断下さい。

※科目においては8%と10%の区別はありません。
税区分によって判別されます。

※旧輸入消費税の科目名称を変更する場合は過去の帳票の科目名称も変わりますのでご注意下さい。
なお、5%で使用した輸入消費税科目は削除できません。